

令和5年5月9日

令和5年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和5年第1回（5月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和5年5月9日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 寺田 晃久 兼危機管理担当課長
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田 尚司
副 町 長 上田 隆	総務部理事 兼財政改革部理事 栞山 信幸
教 育 長 古橋 重和	まちづくり戦略室 企画政策推進監 寺田 武司
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部 総括理事 辻里 光則
総務部長 会計管理者 西 啓介	しあわせ創造部理事 松本 啓子
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事 吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 岩田 圭介 兼青少年センター所長
都市整備部長 奥 和平	財政改革部税務課長 種畑 深紅
教 育 次 長 小川 正純	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増田 明

議会事務局係長 池田 雄哉

○会期

令和5年5月9日（1日）

○会議録署名議員

1番 大里 武智

2番 松尾 匡

議事日程

臨時議長の紹介

日程第 1	仮議席の指定
日程第 2 選挙第 1号	議長の選挙について
日程第 3	議席の指定
日程第 4	会議録署名議員の指名
日程第 5	会期の決定
日程第 6 選挙第 2号	副議長の選挙について
日程第 7 議員提出議案第 3号	特別委員会の設置について
日程第 8 選任第 1号	常任委員会委員の選任について
日程第 9 選任第 2号	議会運営委員会の選任について
日程第10 選任第 3号	特別委員会委員の選任について
日程第11 選挙第 3号	泉州南消防組合議会議員の選挙について
日程第12 議案第24号	専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）
日程第13 議案第25号	監査委員の選任について
日程第14 報告第 2号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
日程第15	総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第16	厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第17	事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第18	議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○増田議会事務局長 皆さん、おはようございます。議会事務局長の増田でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が決まるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ただいまの出席議員の中で年長の道工晴久議員に臨時議長の職務をお願いいたします。

○道工晴久臨時議長 改めまして、おはようございます。

ただいま年長者ということで、大変うれしいのか悲しいのか分かりませんが、指名いただきました道工でございます。よろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年第1回、岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時1分であります。本日の出席議員は12名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会においては、町長以下の関係職員の出席を求めています。

本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められておりますのでこれを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和5年第1回岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

また、このたびの議員選挙で選ばれた議員各位をお迎えし、本日ここに初議会を開催する運びとなりましたことは、誠に喜びに堪えないところであります。本町には様々な課題が山積している状況にあり、今後の4年間も議会と行政がそれぞれの立場で議論を尽くし、課題解決に取り組む必要があります。皆様の引き続きのお力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、本町では、議会の皆様、関係者の皆様のご尽力のおかげをもちまして、深日港、洲本港間の航路が5月3日から運航を開始することができました。また新型コロナウイルス感染症の5類への移行も契機となり、現在、人の移動が活発化しており、深日、洲本間の航路においても大型連休期間中にはキャンセル待ちが出るなど、多くの皆様に船をご利用いただきました。

今後におきましても広域観光推進による港の活性化や、災害時等における航路による代替交通

の確保のため事業を推進してまいります。皆様におかれましても、引き続きご協力を賜りますよう、改めてよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げております付議事件でございますが、岬町税条例の一部改正に係る専決処分の承認についてが1件、監査委員の選任についてが1件、損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてが1件、以上議案2件、報告1件でございます。何とぞよろしくお願い申し上げますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○道工晴久臨時議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。ただし、申合せ事項により議長に就任された方は12番となっておりますので、12番の方と交代になります。ご承知おきください。

日日程第2、議長の選挙についてに入る前に暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久臨時議長 異議なしと認めます。

なお、議員懇談会を10時10分から第二委員会室で開催いたします。よろしくお願いいたします。理事者については、西総務部長の出席をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時5分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○道工晴久臨時議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを行います。

先ほど全員懇談会を行わせていただきまして、2名の方が議長への手を挙げられましたので、ただいまから選挙を行いたいと思います。選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

○道工晴久臨時議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番大里武智君、2番松尾 匡君、3番早川良君を指名します。

投票は単記無記名です。また得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定により当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙の配付をお願いいたします。総務部長、お願いします。

用紙の配付漏れはございませんか。全員に行き渡りましたか。

(「はい」の声あり)

○道工晴久臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○道工晴久臨時議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。議席順番に投票をお願いします。1番からお願いします。

投票漏れはございませんね、全員投票に行っていましたね。

(「はい」の声あり)

○道工晴久臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

先ほど指名しました大里武智君、松尾 匡君、早川 良君、立会いをお願いいたします。箱を開けてください。

開票結果を報告いたします。

投票総数12票、そのうち有効投票が8票、無効投票4票、4票とも白票でございます。

よって、竹原伸晃君が7票、中原 晶君が1票、白票が4票ということで、竹原伸晃君に決定いたしました。

なお、この選挙の法定得票数は3票でありますので当然有効であります。よって竹原伸晃君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいま議長に当選されました竹原伸晃君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

本来、議長に当選されました竹原伸晃君の承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところですが、申合せにより議会役員が全て決定した後でということでご了解をお願いいたしま

す。

新議長が決まりましたので、私の役目もこれで終わりました。ありがとうございました。
議長席に、新議長竹原伸晃君はお着きください。

(竹原 伸晃 議長 議長席に着席)

○竹原伸晃議長 それでは挨拶は後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事日程については、配付しております議事日程表のとおりとしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、議事日程は議事日程表のとおりとします。

日程第3の議席の指定に入る前に暫時休憩したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き会議を行います。

○竹原伸晃議長 日程第3、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議席はただいま着席のとおり指定します。

○竹原伸晃議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により指名させていただきます。

1番、大里武智君、2番、松尾 匡君、以上2名の方をお願いします。

○竹原伸晃議長 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月9日、10日の2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月9日、10日の2日間に決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第6、選挙第2号、副議長の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について私から指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

それでは、私から指名します。副議長に松尾 匡君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました松尾 匡君を副議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました松尾 匡君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松尾 匡君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来なら副議長に当選されました松尾 匡君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところではありますが、申合せにより議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第7、議員提出議案第3号、特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会議員、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第3号、特別委員会の設置についてを岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。提出者及び賛成者は次のとおりです。敬称は略させていただきます。

提出者、岬町議会議員、松尾 匡、賛成者、岬町議会議員、大里武智、早川 良、中原 晶、坂原正勝、奥野 学、道工晴久、谷地泰平、谷崎整史、出口 実、瀧見明彦、以上であります。

提案理由は議案のとおり特別委員会を設置することについて、岬町議会委員会条例第5条の規定により議会の議決を求めるものです。内容は委員会の名称、深日港活性化、空港対策委員会。設置目的は深日港の活性化に関し必要な調査及び研究を行う。また企業誘致、環境対策、跡地利用に関する事件について審査を行う。委員定数は6人。設置期間は目的が達成されるまで。

次に、委員会の名称、公民館・図書館等建設整備検討委員会。設置目的は公民館、図書館等の建設、整備に関し必要な調査及び研究を行う。委員定数は6人。設置期間は目的が達成されるまで。

次に、委員会の名称、議会広報・広聴委員会。設置目的は議会活動状況を広く住民に周知するとともに、住民の声を聴くことで住民の議会に対する理解と信頼を得ることを目的とし、議会活動に係る広報、広聴に関する事項を協議する。委員定数は6人。設置期間は目的が達成されるまで。

次に、委員会の名称、議会改革委員会。設置目的は議会改革に必要な調査、研究を行う。委員定数は6人。設置期間は目的が達成されるまで。

以上4つの特別委員会の設置を求めるものです。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

なお、質疑に対する答弁については自席で行いたいと思いますのでご了承願います。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○竹原伸晃議長 これより議員提出議案第3号、特別委員会の設置についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

なお、議員懇談会を引き続き第二委員会室で開催します。理事者につきましては西総務部長の出席をお願いいたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第8、選任第1号、常任委員会委員の選任についてから日程第9、選任第2号、議会運営委員会委員の選任について、日程第10、選任第3号、特別委員会委員の選任についてまでの3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、日程第8、日程第9、日程第10の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定いたしました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選される

わけでございますが、ただいまより暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時38分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 日程第11、選挙第3号、泉州南消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名については私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に総務文教委員会委員長の早川 良君、議長の私、竹原伸晃を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました早川 良君と私、竹原伸晃を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました早川 良君と私、竹原伸晃が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか早川 良君、よろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 日程第12、議案第24号、「専決処分の承認について(岬町税条例の一部改正)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第12、議案第24号、「専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

議案書の裏面をご覧ください。専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては、議案書、新旧対照表と併せて送付いたしております「岬町税条例の一部を改正する条例の概要」をもちまして説明をさせていただきます。また、説明に当たりましては、主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令の改正等に伴う語句の変更や、条ずれなどに伴う所要の改正、施行期日及び改正条項の読み上げなどは省略させていただきます。

それでは1ページの岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部改正の主な改正内容をご覧ください。

1、本則に係る改正でございます。まず第34条の9第2項の「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」の改正につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴う改正でございます。

次に、第36条の3の2第2項の「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」の改正につきましては、地方税法第317条の3の2第2項の新設に伴うもので、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化をする規定の整備でございます。

次に、第36条の3の2第3項から第6項の「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」の改正につきましては、いずれも法改正による項ずれの反映に伴う改正でございます。

次に、第38条第1項第3項の「個人の町民税の徴収の方法等」の改正につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規

定する改正でございます。

2ページをご覧ください。第41条の「個人の町民税の納税通知書」の改正につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正でございます。

次に、第44条第1、2、3、5、6項の「給与所得に係る個人の町民税の特別徴収」の改正につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正でございます。

次に、第46条の「給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等」の改正につきましては、地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正でございます。

次に、第47条第1項、第2項の「給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ」の改正につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、地方税法第321条の7第2項が改正されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、第47条の2第1項、第2項の「公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収」の改正につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正でございます。

3ページをご覧ください。次に、第47条の6第1項、第2項の「年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ」の改正につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、地方税法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴う改正でございます。

次に、第48条第1項、第5項の「法人の町民税の申告納付」の改正につきましては、地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正でございます。

次に、第50条第1項、第2項の「法人の町民税に係る不足税額に納付する手続」の改正につきましては、地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正でございます。

次に、第82条第1号エの「種別割の税率」の改正につきましては、地方税法施行規則の改正に併せて改正するもので、ミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外するための規定の整備でございます。

次に、第83条第2項の「種別割の賦課期日及び納期」の改正につきましては、納期を5月30日から5月31日へ変更するための改正でございます。

次に、第98条第1項、第5項の「たばこ税の申告納付の手続」の改正につきましては、地方

税法施行規則の様式の新設に伴う改正でございます。

次に、第101条第1項の「たばこ税に係る不足税額等の納付手続」の改正につきましては、地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正でございます。

4ページをご覧ください。続いて附則の改正でございます。

まず、附則第8条第1項は、「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」の改正でございます。地方税法附則第6条第4項の改正に伴い、適用期限を延長するための規定の整備でございます。

次に、附則第10条の「読替規定」の改正でございます。令和3年度改正における地方税法附則第64条を削る改正規定の施行に伴う改正でございます。

次に、附則第10条の2第27項の「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」の改正につきましては、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定めるものでございます。なお、割合につきましては参酌基準であります3分の1とするものでございます。

次に、附則第10条の3第12項から第14項の「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」の改正につきましては、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。また第13項、第14項については条例の項ずれの反映に伴う改正でございます。

次に、附則第10条の5第2項の「平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」の改正につきましては、地方税法附則第16条の3の改正に伴い、適用期限を延長するための規定の整備でございます。

次に、附則第10条の6の「令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」の改正につきましては、地方税法附則第16条の4の新設に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第15条の2の「軽自動車税の環境性能割の非課税」の改正につきましては、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの取得に限り、環境性能割を非課税とする臨時的軽減措置が終了したことに伴う地方税法附則第29条の8の2の削除に伴う規定の整備でございます。

5ページをご覧ください。次に、附則第15条の2の2第4項の「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」の改正につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に変更するための規定の整備

でございます。

次に、附則第15条の6の「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」の改正につきましては、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの取得に限り、平成27年度燃費基準プラス10%達成車に対して、環境性能割を本来の2%から1%にする臨時的軽減措置が終了したことに伴う、地方税法附則第29条の8の2の削除に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第16条の「軽自動車税の種別割の税率の特例」の改正につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を令和8年3月31日までの3年間とし、25%軽減の対象については2年間延長するための規定の整備でございます。

次に、附則第16条の2第1項の「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」の改正につきましては、地方税法附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第16条の2第3項の「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」の改正につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に変更するための規定の整備でございます。

6ページをご覧ください。次に、附則第17条の2第1項、第2項の「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」の改正でございます。

地方税法附則第34条の2第4項、第5項の改正に伴い、適用期限を延長するための規定の整備でございます。

次に、附則第25条の「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」の改正につきましては、令和4年3月31日付で専決処分を行った条例改正において、附則第26条が削除されたことに伴う規定の整備でございます。

以上が、「岬町税条例の一部を改正する条例」の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員。

○中原晶議員 賛同しかねる立場ですがよろしいでしょうか。

○竹原伸晃議長 はい、先にどうぞ。

○中原晶議員 議案第24号、専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）について賛同しかねる立場から討論に加わりたいと思います。

本専決処分については上位法等の改定に伴うものであり、地方自治体としての対応が必要であることは認めるところであります。さらに将来に向けてできる規定を設ける等の措置についても致し方ないものと考えるところであります。

しかしながら、国会における地方税法等の改定については、物価の異常な高騰や貧困と格差の拡大、また地域住民の暮らしを足元から支えることに対して正面から応えるものとはなっておりません。

今回の提案の中で森林環境税については実質的な増税にはならないものの、本来であれば復興特別税が期間終了されることに伴って減税となるはずでした。たとえ1,000円とはいえ、この異常な物価高の下で暮らしが厳しさを増す中、国の地方税法等の一部改定を反映させることには賛成できないと考えるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第24号、専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決定しました。

まず、お諮りしたいと思います。もう少しでお昼となりますが、このまま議事を進めたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。次に進みます。

○竹原伸晃議長 日程第13、議案第25号、監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、谷地泰平君の退席を求めます。

（ 谷地泰平 議員 退席 ）

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程13、議案第25号、監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員のうちから選任する監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

監査委員として、議会議員谷地泰平氏の選任について同意を求めるものであります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事に関することですので討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより議案第25号、監査委員の選任についてを起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定しました。

谷地泰平君の入場を求めます。

(谷地泰平 議員 入場)

○竹原伸晃議長 ただいま監査委員の選任同意が可決されましたので報告します。

日程第14、報告第2号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)の報告を求めます。

総務部長、西啓介君。

○西総務部長 日程第14、報告第2号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)をご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。公用車における物損事故に係る案件でございます。

事故発生日時は令和5年1月24日火曜日、午後2時30分頃で、事故発生場所は岬町深日2000番地の1、岬町役場駐車場内、損害賠償及び和解の相手方は泉南市の個人でございます。

事故の概要ですが、本庁の職員が岬町役場駐車場において公用車を駐車し、運転席から降車しようとしてドアを開けたところ強風にあおられ、ドアが隣に駐車していた相手の車両と接触し相手方車両に損害が生じたものでございます。損害賠償の額は対物損害賠償として13万6,082円でございます。損害賠償の内容につきましては、損傷した車両の修理代でございます。

なお、損害賠償額につきましては一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から相手方に全額補償されております。本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、令和5年2月28日に専決処分を行ったものでございます。

以上が専決処分の内容でございます。

○竹原伸晃議長 総務部長の報告は終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって専決処分の報告について、損害賠償額の決定の件を終わります。

○竹原伸晃議長 お諮りします。日程第15、総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について、日程第16、厚生委員会の閉会中の所管事務調査について、日程第17、事業委員会の閉会中の所管事務調査について、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてまでの4件について、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、日程第15から日程第18までの4件は一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申出があります。

お諮りします。3常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しま

した。

以上をもちまして、全ての委員会構成が成立しました。

それでは僭越ですが、新役員を代表しまして私のほうからご挨拶申し上げたいと思いますので、降壇のお許しを願います。

三役各常任委員長、議会運営委員長さんは演台のほうへお願いします。

○竹原伸晃議長 令和5年、令和6年度の議会議長に就任させていただきました竹原伸晃です。

まず、この場に戻ってこられたという、議員として選んでいただきました岬町住民の皆様にお礼を申し上げたいのと、そして議会の議長ということで選んでいただきました議員の皆様に、先輩がたくさんおられる中、選んでいただきました、誠に感謝いたします。

令和3年度におきまして道工議長、令和4年度におきましては出口議長の下、副議長をさせていただき、いろいろな側面から議長の仕事というのを見させていただいておりました。その中でもやはりしっかりと議事を進めるのが今後の私の仕事だと思っております。

何分この役職は初めてでございますので、至らぬところが多々あると思います。本日出席の議員の皆様、そして田代町長を筆頭とする理事者の皆様にはまだまだご指導いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

冒頭に田代町長より挨拶の中で、議会と行政が両輪のごとくということでございます。私も同じ思いでございまして、しっかりと岬町を前に進め、住民の住みよいまちをつくっていきたくと思いますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

岬町住民のために職責を果たす精神としまして「精力善用自他共栄」という言葉がございます。柔道の嘉納治五郎先生の言葉でございますが、しっかりとその精神を持って進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

(午後0時07分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年5月9日

岬町議会

臨時議長 道 工 晴 久

議長 竹 原 伸 晃

議員 大 里 武 智

議員 松 尾 匡